

事務連絡  
令和2年7月15日

公益社団法人 全国産業資源循環連合会 御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

今後の催物の開催制限等に係る周知について（事務連絡）

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力を頂き御礼申し上げます。

令和2年5月25日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第5項に基づき、緊急事態解除宣言がなされて以降、外出の自粛、催物（イベント等）の開催制限、施設の使用制限の要請等について、段階的に緩和されてきているところです。

今般、令和2年7月8日付けで内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長から発出された別添の事務連絡「7月10日以降における都道府県の対応について」において、7月10日以降の外出の自粛等の緩和の方針が示されております。

つきましては、貴連合会におかれましてもこの内容に御留意いただくとともに、これに加え、会議等の開催に当たっては、別添中の催物の開催の目安に適合する場合であっても、極力、オンラインでの開催を検討する等の取組を行っていただきますようお願いいたします。また、各都道府県協会及びその会員企業にこれらの内容について周知徹底くださいますようお願いいたします。

また、感染拡大予防ガイドライン等の改定の際には、これらの内容を盛り込むことを併せて御検討くださいますようお願いいたします。